

	全教・枚方教職員組合 枚方市西禁野 1-1-3		 組合ホームページ
	No.1 9 7 9	TEL 848-3300	
	2025. 4. 30.	Fax 848-3052	

給特法改定案 国会審議より

今日がまだ木曜日であることに絶望しています

「手当より仕事を減らしてほしい」「教員増やす定数改善を」

国会では 4/10 から衆議院で政府の給特法改定案が審議入りされ、質疑が行われています。

給与の4%の手当てと引き換えに、膨大な時間外勤務は「タダ働き」で教員が自主的に従事しているとする給特法が50年ぶりに見直されようとする国会での重要な審議が注目されます。

参考人質疑が行われた 18 日に、「教員不足」(岩波新書)の著者、佐久間亜紀・慶応大教授が意見を陳述、政府案の根本的な問題点を指摘しています。

政府案の根本問題 「手当より仕事を減らしてほしい」「必要な定数改善計画こそ」

佐久間教授は、政府の改定案の根本的な問題として、現場教員の「手当よりも、まず何とか仕事の量を減らしてもらえないか」という切実な声を紹介。

4%の手当てを10%に増やしても現在の厳しい状況は変わらない、抜本的に教員の業務を減らさなければ状況を改善できない。そのためには、教員1人当たりの授業数を減らすこと、そのために必要な教員定数改善計画を策定・実施することが不可欠としています。

3人分の仕事に「今日がまだ木曜日であることに絶望しています」

現場の努力、効率化で対応不可能、国の責任で解消こそ

教員不足がについて、欠員の分の授業や仕事を、今いる先生がカバーすることを前提とした構造が、多忙化を悪化させ、さらに教員不足を加速している実態を指摘。

ある教え子が、欠員の分も含め3人分の仕事をやれと言われ、「今日がまだ木曜日であることに絶望しています」と悲痛なメッセージを紹介しています。

これは、現場の効率化や努力で対応できるものでないことは明らか、国が責任をもって、リーダーシップを発揮して、一人当たりの業務を減らしていくために教員増やす必要な定数改善計画の実施こそ必要とし提起しています。

教員不足① 講師不足でなく、そもそも正規教員減らされすぎたことが根本

佐久間教授は、ある県のデータを示しながら、年度初めから正規教員を確保・配置すべき教員定数のうち、2千人近くを講師で配置(定数内講師)してもなお 30 人近く欠員でスタート。

しかし、この年度の育産休・病休者の代替講師は千人足らず。年度初めから正規教員を採用・配置していれば、代替講師の必要数の倍の講師確保が可能で、教員不足になることはない。

教員不足の本質は、講師不足ではなく、正規教員数が減らされすぎたことが原因と指摘しています。

その根源には、国が教員への人件費負担を大幅に削減して、自治体の財政負担が大きくなってしまったこと。教員の基礎定数そのものを増やさず、少人数学級にも取り組もうとせず、年度ごとの加配の教員が増やされ、自治体は加配の終了や将来の少子化に備えて正規採用をひかえざるを得なくさせられた。結果的に非正規教員依存になっており、国の政策そのものが問題としています。

教員不足② 現場の状況無視して「教育改革」で業務、課題増やし続ける

しかも、正規教員減らす政策に加え、国は大学での教員免許取得の単位数を増やしたり、教員免許更新制とが強行され、免許取得を難しくする無謀な政策を進めてきた。

これによって、教員になりうる人が枯渇したため、今日の深刻な教員不足引き起こしたと強調しています。さらにこんな中でも、国によって「教育改革」が協力に進められ、教育内容、教育課題が増やれ続けたため、長時間多忙化と教員不足の悪循環となっている。

「働き方改革」で在校時間は減少している中で、授業。学習指導の時間が増え、これだけで勤務時間の大半が過ぎ、その他の大量業務を勤務時間で終えることが不可能。

にもかかわらず、文科省は次の学習指導要領でも授業時数は減らさないとしている点に強い疑問を表明しています。

世界や日本で 財政困難、少子化でも教員ふやす定数改善は当たり前だった

基礎定数(児童生徒数、学級数で決まる)の改善が20年も停止、が異常なこと

政府の政策で、現場の多忙過密労働、正規教員減らしが20年以上続いてきて、教員不足、正規教員の採用さえ応募者不足になるのは当然の結果といえる。

世界では、財政が困難な中でも、少子化が進むときも、教員定数改善計画に取り組むのが当たり前。

日本でも、戦後一貫して5～10年計画で、2007年の第7次まで、教員を増やすための教員定数改善計画を策定、推進してきた。

小泉政権、安倍政権以降、教員定数改善計画が20年にわたり停止の状態になっている、今の日本の政策そのものが異例の状態であると指摘。

逆に、少子化だからこそ定数改善進めて、子ども一人当たりの教員数を増やし、子どもにも先生にも役立つようにすべきと最後に締めくくっています。

給特法改定案、実は他の手当てを引き下げ、「担任手当」は支援担任除外！支援教育「調整額」は半減

政府の給特法改定では、処遇改善によって、教員確保を進めるとしています。

しかし、その上乗せされる手当も、担任手当は、支援担任、支援学校の担任は対象外とされており、枚方教組も加盟する全教が、支援教育に専門性必要と言いながら、「差別的な対応」と厳しく批判する声明を発表しています。

また、文科省は教員全員に支給される具無教育等教員特別手当を0.5%引き下げるとともに、支援学級担任に支給される「調整額」を1.5%引き下げるなど、見せかけの手当て上乗せの財源ねん出を行おうとしています。

主務教諭導入で手当て、給与引き上げとしているものの、東京都、大阪市のように、結果的に教員全体の給与が引き下げられると、国会で問題として取り上げられています。

政府の給特法改定での、処遇改善案

教職調整手当 4%⇒5%(2025 年度)
(2030 年までに10%に)

主務教諭 月額 6000 円程度

担任手当 月額 3000 円

※支援学級担任、幼稚園教諭は対象外

引き下げ予定の手当て

義務教育等教員特別手当1.5%⇒1%

特別支援学級担任調整額 3%⇒1.5%

※「調整額」「手当」は国の法改正で、自治体で独自に裁量可能。

※大阪では、支援学級担任への「手当」は2010年に廃止、他に流用

「働き方改革」で「効果」？

給特法改定案審議で文科省

「残業時間3割減」実はデータの粉飾で誇大に！？

50年ぶりに、残業代不支給、「働かせ放題」の見直しが期待される給特法の改定。国会審議の前提となる、文部科学省のデータそのものが粉飾、短くなるように操作されたものと、国会で指摘されています。

「残業3割減」もとに、手当上乗せだけで、残業代不支給継続？

文科省は2016年と2022年の教員勤務実態調査で、「残業時間」が「3割減少」と働き方改革の効果をもとに、引き続き働き方改革に取り組み、月20時間以内に抑えられることをもとにして、残業代不支給を続け、教職調整額10%まで上乗せ(月20時間の残業手当に相当とされる)の改定案を提出しています。

しかし、勤務実態調査のデータのとり方、残業時間の計算方法に大きな問題があると指摘されています。

最少の8月残業時間データ加え(しかも2か月分) 平均「残業」時間短く見せかけ

3/24参議院文教科学委員会の吉良議員(共産党)の質問で、2016年と2022年の勤務実態調査を比較する際に、「平均残業時間」を計算する元のデータ、計算方法に重大な問題、粉飾で、残業時間が実態より大きく減少しているように見せかけているとする実態が明らかになっています。

- 2016年勤務実態調査では「10・11月」の調査データもとに年間の平均値計算。
- 2022年勤務実態調査では、{10・11月}に「残業が最少の8月」も含めて平均計算、それも、「8月残業時間」を年間のうち2か月分に計上して計算。

文科省によると、8月の平均残業時間は月48分としています。これを年間2か月分に計上すれば、残業時間がより短くなるのは明らかで、「残業の実態をわざと短く見せる意図があるのではないか」と吉良議員は厳しく追及しています。

1日の休憩時間「2016年小3分、中4分」⇒「2022年小中とも22分」

休憩時間が長くなるような調査方法に、その分残業時間が少なく集計

さらに、休憩時間の調査方法、計算でも、2016年より2022年調査の方が長くなるような調査方法に変更して、休憩時間が差し引かれ、残業時間がより減少して短くなるようにされていると指摘されています。

- 2016年調査 残業時間は、休憩時間を差し引かず集計。
1日を30分単位で主な業務を記録、休憩時間は30分単位の中で15分以上なければカウントされない
- 2022年調査 1分でも休憩があれば合計して、休憩時間として残業時間から差し引く
⇒休憩時間より長く計算され、残業時間短く計算される

これは全く違う記録方法で、くらべてはならない数字を比べているものになっており、残業時間が短くなったように見せかける粉飾であるとまで厳しく指摘されています。

これを同じ記録方法で比較すれば、2022年の残業時間は、小中とも年間80時間も残業時間が増え、文科省が残業時間3割減少としているものも、実は2割ほどの減少にとどまっていることも、文科省自ら認めています。計算されていない持ち帰り業務を含めれば、1.5割減にしかならないとされます。

さらに、2022年はまだコロナの制限が残り、行事や部活動なども制限があり残業時間がより少なくあらわされている可能性も十分あります。

給特法改定案、国会の審議を、前提から見直す必要

そもそも、労働基準法では、1分刻みの休憩を「休憩時間」とは扱われません。文科省自身も、電話や子どもが呼びに来た時に対応しなければならない状態(手持ち時間)は休憩時間には当たらないと明言しています。

現場が求めるのは、人間らしい働き方であり、子どもたちの成長を実感できる教育に注力できる改革です。数字のつじつま合わせで、見せかけの働き方改革の効果を利用して、「働かせ放題」のままにするのではなく、実態を反映して、本来の現場が求める改革になるように、国会での給特法の話合いを、前提から見直すべきです。

あなたも全教共済に教職員を守る保険・助け合いの仕組み

① 総合共済

月額600円

全教共済の独自の共済で、お祝いやお見舞いに給付金が受け取れます。

ポイント1 月額600円でいろいろな給付金が受け取れます

●結婚祝い 1万円	●結婚記念日祝い*1 1万円	●出産祝い 1人につき 5万円	●クリスタル給付*2 2万円	●療養見舞金*3 1万円	●死亡見舞金 ●本人 10万円+退会給付(掛金相当額) ●配偶者 3万円 ●子ども 2万円 ●親 1万円*4
●自然災害見舞金(地震災害含む) ●全壊・流出 10万円 ●半壊 5万円 ●準半壊・部分壊 1万円	●火災見舞金 ●全壊 10万円 ●半壊 5万円 ●部分壊 1万円	●退職・退会給付 掛金相当額			

*1 結婚後15・25・35年のうち、いずれかに達したときに給付します(ただし、1回限り)。2025年3月以前の事由発生は2万円となります。*2 総合共済の加入期間10年以上かつ40歳以上の独身の方で、税金給付を受けていない場合に給付します。*3 連続して30日以上のお病気のケガによる欠勤をしたときに給付します(ただし、1年につき1回)。*4 未父母、養父母、養父母を問わず2回まで。

② 暮らしの賠償責任共済

*1 月額200円 *2

日常生活の偶然的事故で他人の物を損壊・ケガさせた等の損害賠償責任から家族まごとも守ります。

●自転車*3で誤って人をはねた ●愛犬が他人に噛みついた

●風呂場の水があふれ隣下の他人の部屋を汚した など

さらに 2025年4月1日から補償対象が拡大します!

ノートパソコンやタブレット端末等の受託品*4が新たに補償の対象に! *5

子どもが学校等から貸与されているタブレット端末を損壊するケースが増えています。*5

補償内容

国内 無制限、示談代行付き

国外 1億円

事故時には 24時間365日対応の窓口があるので安心!

事故受付センター(東京海上日動 安心110番)0120-720-110

補償範囲

①本人 ②配偶者 ③同居の親族 ④別居の未婚の子

③ 教職員賠償責任共済

月額100円

教職員が法律上の損害賠償責任を問われる場合に備えます。

事故発生

損害賠償を個人で対処するように指示やほのめかしが...

組合が学校や自治体と交渉 弁護士に相談

初期対応費用共済金

訴訟に発展 争訟費用共済金

重過失による学校設置者からの求償や損害賠償請求*1

損害賠償共済金

*1 法律上の損害賠償責任が確定した場合です。

ちょっと待って! 通常業務中の事故で教職員が直接、損害賠償責任を問われることはありません!

ビッグスリー 合わせて月900円

安心して、教職員として働き続けられるように、ぜひ、全教共済に加入を。

昨年も、多数の新任の先生たちが加入。

総合共済は、退会時に掛け金が全額返金され、その上いろいろな給付金がもらえます。

賠償共済、も示談代行、弁護士費用などもついて、安心。

加入、詳細はこちらから ⇒



全教(全日本教職員組合)の枚方教職員組合のニュースです 枚方教組に加入して学校や働き方を変えていきましょう